

第 1 0 事故時の措置等

〔法〕（事故時の措置）

第14条の2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2～3 略

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前3項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

ア 応急措置及び届出

特定事業場（畜産施設等）の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又はその汚染状態が排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域へ排出され、又は地下浸透したことにより人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、排出又は浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

届出書の様式については、別添に示しておりますが、内容が足れば、様式は問いません。必要に応じて、事故が発生した位置等の図面や、汚染が拡大される範囲、現状の写真などを添付してください。

イ 応急措置命令

県知事は、畜産施設等の設置者が上記事故時に応急の措置を講じていないと認めるときは、法第14条の2第4項に基づき、応急措置を命ずることがあります。

様式(参考)

事故時の措置届出書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

届出者

水質汚濁防止法第14条の2第1項の規定により、事故時の措置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種別	
事故発生の日時	
事故発生の原因	
流出した有害物質を含む水又は排水の種類、量	
周辺の状況	
汚染の拡大予測	
講じた措置の内容	

- 備考
- 1 様式については、上記内容が記載してあれば、この限りではありません。
 - 2 必要に応じ図面、写真等を添付してください。